

## (五) 産後パパ育休取得促進助成金の概要（詳細）

### 1. 目的

男女ともに仕事と育児を両立できるよう、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正により、令和4年10月から育児休業の取得回数制限が緩和され、柔軟な取得が可能となりました。そこで、男性職員による積極的な育児をさらに後押しするため「産後パパ育休取得促進助成金」を新設します。

### 2. 助成金の概要

配偶者が出産した男性組合員が育児休業を取得したとき、その子の誕生日から57日間のうちの育児休業取得期間を通算し28日を上限として、共済組合の育児休業手当金と合わせて掛金基礎額相当（30万円上限）になるように助成します。ただし、請求期間のうち土曜・日曜は助成日数に含みません。

### 3. 対象

配偶者の出産日から57日間にその子にかかる育児休業を取得した互助組合員

### 4. 請求方法

別添の様式「(五) 産後パパ育休取得促進助成金請求書」に請求期間（子の誕生日から57日間のうちの当組合に請求する育児休業期間）がすべて終了後に必要事項を記載のうえ、互助組合まで提出してください。

（注1）育児休業の事実を証する書類（辞令の写し）を添付してください。

（注2）(五) 助成金請求期間がすべて終了してから提出してください。

（注3）該当子にかかる請求受付は1回のみです。

（注4）共済組合の育児休業手当金の給付金額によっては当助成金の給付が発生しない場合もあります。

### 5. 施行年月日

令和5年1月1日

### 6. 適用

令和4年10月1日以降に取得した育児休業で、子の誕生日から57日間以内に該当する場合は請求できます。